

贈与税が非課税になるパターン

①配偶者控除	夫婦間で行われた居住用不動産、それを取得するための金銭の贈与は、2000万円以内であれば非課税。※平成30年より持ち戻し運用はありません。
②住宅取得資金	20歳以上の子どもや孫に対して、消費税10%の場合は最大3000万円の贈与まで非課税。
③相続時 精算課税制度	亡くなるまでに贈与した財産と、亡くなった際の遺産を一緒にして課税する場合は、2500万円まで非課税。税金の支払いを先延ばしできる。
④教育資金一括贈与	30歳未満の子どもや孫に対し、財産を教育資金として贈与した場合、1500万円までが非課税。
⑤結婚・子育て資金	20歳以上50歳未満の子どもや孫に対し、結婚・子育て資金を贈与する場合、1000万円までが非課税。
⑥障がい者への贈与	信託受益権を取得した障がい者は、信託財産のうち6000万円までが非課税。
※このほか、年間110万円までの贈与、扶養義務者からの生活費や教育費など、通常必要とされているものは贈与税の対象になりません。	